

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案 新旧
対照条文 目次

○	経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）（抄）（第一条関係）	1
○	株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）（抄）（第二条関係）	25
○	内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）（附則第八条関係）	44
○	独立行政法人経済産業研究所法（平成十一年法律第二百号）（抄）（附則第九条関係）	45

○ 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章（略）</p> <p>第一節 安定供給確保基本指針等（第六条―第八条の二）</p> <p>第二節（第九節）（略）</p> <p>第三章・第四章（略）</p> <p>第五章 特許出願の非公開（第六十五条―第八十五条）</p> <p>第五章の二 特定海外事業の促進（第八十五条の二―第八十五条の十）</p> <p>第六章・第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に 伴い、安全保障を確保するためには、経済活動に関して行われる 国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大 していることに鑑み、経済施策を一体的に講ずることによる安全 保障の確保の推進に関する基本的な方針を策定するとともに、安 全保障の確保に関する経済施策として、特定重要物資の安定的な 供給の確保及び特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する 制度、特定重要技術の開発支援及び特許出願の非公開に関する制 度並びに特定海外事業の促進に関する制度を創設することにより 、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進す ることを目的とする。</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章（略）</p> <p>第一節 安定供給確保基本指針等（第六条―第八条）</p> <p>第二節（第九節）（略）</p> <p>第三章・第四章（略）</p> <p>第五章 特許出願の非公開（第六十五条―第八十五条）</p> <p>第六章・第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に 伴い、安全保障を確保するためには、経済活動に関して行われる 国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大 していることに鑑み、経済施策を一体的に講ずることによる安全 保障の確保の推進に関する基本的な方針を策定するとともに、安 全保障の確保に関する経済施策として、特定重要物資の安定的な 供給の確保及び特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する 制度並びに特定重要技術の開発支援及び特許出願の非公開に関す る制度を創設することにより、安全保障の確保に関する経済施策 を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。</p>

(基本方針)

第二条 (略)

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 (略)

二 特定重要物資（第七条に規定する特定重要物資をいう。第六条において同じ。）の安定的な供給の確保及び特定社会基盤義務（第五十条第一項に規定する特定社会基盤義務をいう。第四十九条において同じ。）の安定的な提供の確保、特定重要技術（第六十一条に規定する特定重要技術をいう。第六十条において同じ。）の開発支援及び特許出願の非公開（第六十五条第一項に規定する特許出願の非公開をいう。）並びに特定海外事業（第八十五条の二第一項に規定する特定海外事業をいう。）の促進に関する経済施策の一体的な実施に関する基本的な事項

三 (略)

四 官民協議会（第三条の二第一項に規定する官民協議会をいう。）に関する基本的な事項

五 調査研究（第三条の三第一項に規定する調査研究をいう。）に関する基本的な事項

六 前各号に掲げるもののほか、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関し必要な事項

3 5 (略)

(官民協議会)

第三条の二 内閣総理大臣は、基本方針に基づき、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止するため、官民の連携による当該行為の防止（以下この条において「連携経済安全阻害防止」という。）のための情報共有及び対策に関する協議会（以下この条において「官民協議会」という。）を組織するものとする。

2 官民協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

(基本方針)

第二条 (略)

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 (略)

二 特定重要物資（第七条に規定する特定重要物資をいう。第六条において同じ。）の安定的な供給の確保及び特定社会基盤義務（第五十条第一項に規定する特定社会基盤義務をいう。第四十九条において同じ。）の安定的な提供の確保並びに特定重要技術（第六十一条に規定する特定重要技術をいう。第六十条において同じ。）の開発支援及び特許出願の非公開（第六十五条第一項に規定する特許出願の非公開をいう。）に関する経済施策の一体的な実施に関する基本的な事項

三 (略)

(新設)

(新設)

四 前三号に掲げるもののほか、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関し必要な事項

3 5 (略)

(新設)

-
- 一 内閣総理大臣
 - 二 関係行政機関の長
 - 三 第十条第一項に規定する認定供給確保事業者、第五十条第一項に規定する特定社会基盤事業者（第四十九条第二項において「特定社会基盤事業者」という。）その他の内閣総理大臣が必要と認める事業者（官民協議会の構成員となることにつき、内閣総理大臣がその同意を得た者に限る。）
 - 3 内閣総理大臣は、必要と認めるときは、官民協議会に、学識経験を有する者その他の内閣総理大臣が必要と認める者をその同意を得て構成員として加えることができる。
 - 4 官民協議会は、第一項の目的を達成するため、連携経済安全阻害防止に資する情報を共有するとともに、次に掲げる事項について協議を行うものとする。
 - 一 連携経済安全阻害防止のために官民が取り組むべき対策に関する事項
 - 二 連携経済安全阻害防止に資する情報を適正に管理するために必要な措置に関する事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、連携経済安全阻害防止のために必要な事項
 - 5 官民協議会の構成員は、前項の協議の結果に基づき、官民協議会で知り得た連携経済安全阻害防止に資する情報の適正な管理その他の必要な取組を行うものとする。
 - 6 官民協議会は、第四項の協議を行うため必要があると認めるときは、その構成員に対し、連携経済安全阻害防止に関し必要な情報に関する資料の提供、説明、意見の表明その他の協力を求めることができる。この場合において、当該構成員は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。
 - 7 官民協議会の構成員は、前項前段の規定による官民協議会の求めに応じて資料を提供するときは、当該資料の取扱いに関し意見を付すことができるものとし、意見を付した構成員以外の構成員
-

は、その意見に配慮しなければならない。ただし、官民の連携により経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止するため特に必要があると認めるときは、この限りでない。

8| 内閣総理大臣は、独立行政法人経済産業研究所に官民協議会の運営に関する業務の一部を行わせることができる。

9| 官民協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

10| 前各項に定めるもののほか、官民協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、官民協議会が定める。

(調査研究基本指針)

第三条の三 政府は、基本方針に基づき、安全保障の確保に関する経済施策の総合的かつ効果的な推進のために必要な調査及び研究（以下この条及び次条において「調査研究」という。）に関する基本指針（以下この条及び次条第一項において「調査研究基本指針」という。）を定めるものとする。

2| 調査研究基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一| 調査研究に関する基本的な方向に関する事項

二| 次条第二項の規定により独立行政法人経済産業研究所に行わせる業務に関する基本的な事項

三| 次条第四項に規定する調査研究機関に関する基本的な事項

4| 前三号に掲げるもののほか、調査研究に関し必要な事項

3| 内閣総理大臣は、調査研究基本指針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4| 内閣総理大臣は、前項の規定により調査研究基本指針の案を作成するとき、あらかじめ、安全保障の確保に関する経済施策、内外の社会経済情勢その他調査研究に関し知見を有する者の意見

(新設)

を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、調査研究基本指針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、調査研究基本指針の変更について準用する。

(調査研究)

第三条の四 内閣総理大臣は、調査研究基本指針に基づき、調査研究を行うものとする。

2 内閣総理大臣は、独立行政法人経済産業研究所に調査研究に関する業務の一部を行わせることができる。

3 内閣総理大臣は、調査研究の一部を、その調査研究を適切に実施することができるものとして次に掲げる基準に適合する者(法人に限る。)に委託することができる。

一 調査研究を行うための専門的な能力を有すること。

二 安全保障の確保に関する経済施策に関する内外の情報を収集し、整理し、及び保管する能力を有すること。

三 内外の安全保障の確保に関する経済施策に関する調査及び研究を行う機関その他の内外の関係機関と連携する能力を有すること。

四 情報の安全管理のための措置を適確に実施するに足りる能力を有すること。

4 関係行政機関の長は、前項の規定による委託を受けた者(次項並びに第六十二条第三項及び第六項において「調査研究機関」という。)からの求めに応じて、当該委託に係る調査研究を行うために必要な情報及び資料の提供を行うことができる。

5 独立行政法人経済産業研究所若しくは調査研究機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由がなく、それぞれ第二項の規定により独立行政法人経済産業研究所が行う業務又は第三項の規定による委託に係る事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(新設)

(安定供給確保基本指針)

第六条 (略)

25 (略)

6 政府は、適時に、安定供給確保基本指針に基づく施策の実施の状況について、評価を行わなければならない。

7 政府は、特定重要物資の安定供給確保に関する状況の変化を勘案し、及び前項の評価を踏まえ、安定供給確保基本指針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

8 第三項から第五項までの規定は、安定供給確保基本指針の変更について準用する。

(特定重要物資の指定)

第七条 国民の生存に必要不可欠な若しくは広く国民生活若しくは経済活動が依拠している重要な物資（プログラムを含む。以下同じ。）若しくはその生産に必要な原材料、部品、設備、機器、装置若しくはプログラム（以下この章において「原材料等」という。）又は当該物資若しくは原材料等（以下この条において「物資等」という。）の供給に不可欠な役務であつて専ら当該物資等の供給のために用いられるもの（第八条の二第一項において「物資等供給不可欠役務」という。）について、外部に過度に依存し、又は依存するおそれがある場合において、外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するため、その生産若しくは提供に係る基盤の整備、供給源の多様化、備蓄、生産若しくは提供に係る技術の導入、開発若しくは改良その他の当該物資等の供給網を強靱化するための取組又は物資等の使用の合理化、代替となる物資の開発その他の当該物資等への依存を低減するための取組により、当該物資等の安定供給確保を図ることが特に必要と認められるときは、政令で、当該物資を特定重要

(安定供給確保基本指針)

第六条 (略)

25 (略)

(新設)

(新設)

6 前三項の規定は、安定供給確保基本指針の変更について準用する。

(特定重要物資の指定)

第七条 国民の生存に必要不可欠な若しくは広く国民生活若しくは経済活動が依拠している重要な物資（プログラムを含む。以下同じ。）又はその生産に必要な原材料、部品、設備、機器、装置若しくはプログラム（以下この章において「原材料等」という。）について、外部に過度に依存し、又は依存するおそれがある場合において、外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するため、当該物資若しくはその生産に必要な原材料等（以下この条において「物資等」という。）の生産基盤の整備、供給源の多様化、備蓄、生産技術の導入、開発若しくは改良その他の当該物資等の供給網を強靱化するための取組又は物資等の使用の合理化、代替となる物資の開発その他の当該物資等への依存を低減するための取組により、当該物資等の安定供給確保を図ることが特に必要と認められるときは、政令で、当該物資を特定重要物資として指定するものとする。

物資として指定するものとする。

(関係者相互の連携及び協力)

第八条の二 国、特定重要物資等の生産、輸入若しくは販売若しくは特定重要物資等に係る物資等供給不可欠役務(以下この章及び第八十六条第一項において「特定重要物資等供給不可欠役務」という。)の提供の事業を行い、又は特定重要物資の供給を受ける個人又は法人その他の団体その他の関係者は、特定重要物資等の安定供給確保のため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

2 国は、前項の規定による協力に係る国以外の関係者による取組が円滑に実施されるようにするため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(供給確保計画の認定)

第九条 (略)

2 (略)

3 供給確保計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 七 (略)

八 供給確保計画の作成者における当該特定重要物資等の調達及び供給若しくは使用又は当該特定重要物資等に係る特定重要物資等供給不可欠役務の提供の現状

九 (略)

4 主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る供給確保計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 三 (略)

四 特定重要物資等の需給がひっ迫した場合に行う措置、特定重要物資等の供給能力又は特定重要物資等供給不可欠役務の提供

(新設)

(供給確保計画の認定)

第九条 (略)

2 (略)

3 供給確保計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 七 (略)

八 供給確保計画の作成者における当該特定重要物資等の調達及び供給又は使用の現状

九 (略)

4 主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る供給確保計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 三 (略)

四 特定重要物資等の需給がひっ迫した場合に行う措置、特定重要物資等の供給能力の維持若しくは強化に資する投資又は依存

能力の維持若しくは強化に資する投資又は依存の低減の実現に資する措置その他の取組を円滑かつ確実に実施するために行う措置として主務省令で定めるものが講じられると見込まれるものであること。

五・六 (略)

5・6 (略)

(特定重要物資等の安定供給確保に支障が生ずるおそれがある場合等の措置)

第九条の二 主務大臣は、特定重要物資等の生産、輸入若しくは販売又は特定重要物資等供給不可欠役務の提供の事業の廃止、譲渡、移転その他の行為が行われ、又は行われようとする場合において、当該特定重要物資等の安定供給確保に及ぼす影響を把握するために必要があると認めるときは、当該事業を行う個人又は法人その他の団体その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 主務大臣は、前項の規定により把握した当該特定重要物資等の安定供給確保に及ぼす影響に照らし、前条第一項に規定する取組が行われなければ当該特定重要物資等の安定供給確保に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該特定重要物資等の生産、輸入若しくは販売又は当該特定重要物資等に係る特定重要物資等供給不可欠役務の提供の事業を行う個人又は法人その他の団体に対し、同項の規定による供給確保計画の作成及び提出を行うことを促すことができる。

(供給確保計画の変更)

第十条 第九条第一項の認定を受けた者（以下この章において「認定供給確保事業者」という。）は、当該認定に係る供給確保計画を変更するときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で

の低減の実現に資する措置その他の取組を円滑かつ確実に実施するために行う措置として主務省令で定めるものが講じられると見込まれるものであること。

五・六 (略)

5・6 (略)

(新設)

(供給確保計画の変更)

第十条 前条第一項の認定を受けた者（以下この章において「認定供給確保事業者」という。）は、当該認定に係る供給確保計画を変更するときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定

定める軽微な変更については、この限りでない。

2 (略)

3 第九条第四項から第六項までの規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

(関係者に対する協力の求め)

第十一条の二 認定供給確保事業者は、認定供給確保計画に係る特定重要物資等の生産に必要な原材料等を供給し、又は当該特定重要物資等に係る特定重要物資等供給不可欠役務を提供する他の事業者に係る事業の廃止、譲渡又は移転その他の事由により、認定供給確保計画に従って特定重要物資等の安定供給確保のための取組を行うことが困難となるおそれがあると認めるときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、次項の規定による措置をとるよう申し出ることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による申出があつた場合において、当該認定供給確保計画に係る特定重要物資等の安定供給確保のため特に必要があると認めるときは、同項に規定する事由に係る者に対し、当該特定重要物資等の安定供給確保のために必要な協力を求めることができる。

(特定重要物資等に係る関税定率法との関係)

第三十条 主務大臣は、その所管する産業のうち特定重要物資等(この条、第四十八条第二項及び第八十六条第一項第二号において同じ。)に係るものについて、外国において生産又は輸出について直接又は間接に補助金(関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)第七条第二項に規定する補助金をいう。以下この項において同じ。)の交付を受けた貨物の輸入の事実及び当該輸入が本邦の産業(当該補助金の交付を受けた貨物と同種の物資を生産している本邦の産業に限る。以下この項において同じ。)に実質的な

める軽微な変更については、この限りでない。

2 (略)

3 前条第四項から第六項までの規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

(新設)

(特定重要物資等に係る関税定率法との関係)

第三十条 主務大臣は、その所管する産業のうち特定重要物資等に係るものについて、外国において生産又は輸出について直接又は間接に補助金(関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)第七条第二項に規定する補助金をいう。以下この項において同じ。)の交付を受けた貨物の輸入の事実及び当該輸入が本邦の産業(当該補助金の交付を受けた貨物と同種の物資を生産している本邦の産業に限る。以下この項において同じ。)に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は本邦の産業の確立を実質的に妨げる事実についての十分な証拠があると思料する場合におい

損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は本邦の産業の確立を実質的に妨げる事実についての十分な証拠があると思料する場合において、外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、同条第六項に規定する調査に関する事務を所掌する大臣に当該調査を行うことを求めることができる。

2 4 (略)

(特別の対策を講ずる必要がある特定重要物資の指定等)

第四十四条 (略)

2 5 (略)

6 主務大臣は、第一項の規定による指定をした特定重要物資若しくはその生産に必要な原材料等又は当該特定重要物資若しくは原材料等に係る特定重要物資等供給不可欠役務について、備蓄その他の安定供給確保のために必要な措置を講ずるものとする。

7 (略)

8 主務大臣は、外部から行われる行為により第一項の規定による指定をした特定重要物資（国民の生存に必要不可欠なものとして政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）若しくはその生産に必要な原材料等又は当該特定重要物資若しくは原材料等に係る特定重要物資等供給不可欠役務の提供に必要な物資の供給が不足し、又は不足するおそれがあり、その価格が著しく騰貴したことにより、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい場合において、当該事態に対処するため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、必要な条件を定めて第六項の規定に基づき保有する当該特定重要物資若しくはその生産に必要な原材料等又は当該特定重要物資等供給不可欠役務の提供に必要な物資を時価よりも低い対価であつて、価格が騰貴する前の標準的な価格として政令で定める価格で譲渡し、貸し付

て、外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、同条第六項に規定する調査に関する事務を所掌する大臣に当該調査を行うことを求めることができる。

2 4 (略)

(特別の対策を講ずる必要がある特定重要物資の指定等)

第四十四条 (略)

2 5 (略)

6 主務大臣は、第一項の規定による指定をした特定重要物資若しくはその生産に必要な原材料等について、備蓄その他の安定供給確保のために必要な措置を講ずるものとする。

7 (略)

8 主務大臣は、外部から行われる行為により第一項の規定による指定をした特定重要物資（国民の生存に必要不可欠なものとして政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）又はその生産に必要な原材料等の供給が不足し、又は不足するおそれがあり、その価格が著しく騰貴したことにより、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい場合において、当該事態に対処するため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、必要な条件を定めて第六項の規定に基づき保有する当該特定重要物資又はその生産に必要な原材料等を時価よりも低い対価であつて、価格が騰貴する前の標準的な価格として政令で定める価格で譲渡し、貸し付け、又は使用させることができるものとする。

け、又は使用させることができるものとする。

9 (略)

(報告徴収及び立入検査)

第四十八条 主務大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、その所管する事業に係る物資の生産、輸入若しくは販売の事業又はその所管する事業のうち、物資の供給に不可欠な役務であつて専ら当該物資の供給のために用いられるものの提供に係るものを行う個人又は法人その他の団体に対し、当該物資若しくはその生産に必要な原材料等の生産、輸入、販売、調達若しくは保管の状況又は当該役務の提供の状況に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

2 9 (略)

(特定社会基盤役務基本指針)

第四十九条 (略)

2 特定社会基盤役務基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 (略)

二 特定社会基盤事業者の指定に関する基本的な事項(当該指定に関し経済的社会的観点から留意すべき事項を含む。)

三 6 (略)

3 6 (略)

(特定社会基盤事業者の指定)

第五十条 主務大臣は、特定社会基盤事業(次に掲げる事業のうち、特定社会基盤役務(国民生活及び経済活動の基盤となる役務であつて、その安定的な提供に支障が生じた場合に国家及び国民の

9 (略)

(報告徴収及び立入検査)

第四十八条 主務大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、その所管する事業に係る物資の生産、輸入又は販売の事業を行う個人又は法人その他の団体に対し、当該物資又はその生産に必要な原材料等の生産、輸入、販売、調達又は保管の状況に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

2 9 (略)

(特定社会基盤役務基本指針)

第四十九条 (略)

2 特定社会基盤役務基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 (略)

二 特定社会基盤事業者(次条第一項に規定する特定社会基盤事業者をいう。次号及び第五号において同じ。)の指定に関する基本的な事項(当該指定に関し経済的社会的観点から留意すべき事項を含む。)

三 6 (略)

3 6 (略)

(特定社会基盤事業者の指定)

第五十条 主務大臣は、特定社会基盤事業(次に掲げる事業のうち、特定社会基盤役務(国民生活及び経済活動の基盤となる役務であつて、その安定的な提供に支障が生じた場合に国家及び国民の

安全を損なう事態を生ずるおそれがあるものをいう。以下同じ。
）の提供を行うものとして政令で定めるものをいう。以下この章及び第八十六条第二項において同じ。）を行う者のうち、その使用する特定重要設備（特定社会基盤事業の用に供される設備、機器、装置又はプログラムのうち、特定社会基盤役務を安定的に提供するために重要であり、かつ、我が国の外部から行われる特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されるおそれがあるものとして主務省令で定めるものをいう。以下この章及び第九十二条第一項において同じ。）の機能が停止し、又は低下した場合に、その提供する特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生じ、これによって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きいものとして主務省令で定める基準に該当する者を特定社会基盤事業者として指定することができる。

一〇十三（略）

十四 医療に係る事業のうち、次に掲げるもの

イ 医業及び歯科医業のうち、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院が行うもの

ロ 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第二百二十九号）第十八条第一項第一号から第四号までに掲げる業務を行う事業

十五・十六（略）

2・3（略）

（特定重要設備の導入等）

第五十二条 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の導入を行う場合（当該特定社会基盤事業者又は当該特定社会基盤事業者と実質的に同一と認められる者その他の政令で定める者が供給する特定重要設備の導入を行う場合（当該特定重要設備に当該特定社会基盤事業者及び当該政令で定める者以外の者が供給する特定重要設

安全を損なう事態を生ずるおそれがあるものをいう。以下この項及び第五十二条において同じ。）の提供を行うものとして政令で定めるものをいう。以下この章及び第八十六条第二項において同じ。）を行う者のうち、その使用する特定重要設備（特定社会基盤事業の用に供される設備、機器、装置又はプログラムのうち、特定社会基盤役務を安定的に提供するために重要であり、かつ、我が国の外部から行われる特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されるおそれがあるものとして主務省令で定めるものをいう。以下この章及び第九十二条第一項において同じ。）の機能が停止し、又は低下した場合に、その提供する特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生じ、これによって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きいものとして主務省令で定める基準に該当する者を特定社会基盤事業者として指定することができる。

一〇十三（略）
（新設）

十四・十五（略）

十四・十五（略）

2・3（略）

（特定重要設備の導入等）

第五十二条 特定社会基盤事業者は、他の事業者から特定重要設備の導入を行う場合（当該特定社会基盤事業者と実質的に同一と認められる者その他の政令で定める者が供給する特定重要設備の導入を行う場合（当該特定重要設備に当該政令で定める者以外の者が供給する特定重要設備が組み込まれている場合を除く。）を除

備が組み込まれている場合並びに次項第二号ハの主務省令で定められるものが当該特定重要設備の一部を構成する場合を除く。）を除く。）又は他の事業者に委託して特定重要設備の維持管理若しくは操作（当該特定重要設備の機能を維持するため又は当該特定重要設備に係る特定社会基盤役務を安定的に提供するために重要であり、かつ、これらを通じて当該特定重要設備が我が国の外部から行われる特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されるおそれがあるものとして主務省令で定めるものに限る。以下この章及び第九十二条第一項において「重要維持管理等」という。）を行わせる場合には、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託に関する計画書（以下この章において「導入等計画書」という。）を作成し、主務省令で定める書類を添付して、これを主務大臣に届け出なければならない。ただし、特定重要設備の導入を行い、又は他の事業者に委託して特定重要設備の重要維持管理等を行わせることが緊急やむを得ない場合として主務省令で定める場合には、この限りでない。

2 導入等計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 特定重要設備の導入を行う場合にあつては、次に掲げる事項イ・ロ (略)

ハ 特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであつて特定妨害行為（特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託に関して我が国の外部から行われる特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害する行為をいう。以下この章において同じ。）の手段として使用されるおそれがあるものとして主務省令で定めるものに関する事項として主務省令で定めるもの

く。）又は他の事業者に委託して特定重要設備の維持管理若しくは操作（当該特定重要設備の機能を維持するため又は当該特定重要設備に係る特定社会基盤役務を安定的に提供するために重要であり、かつ、これらを通じて当該特定重要設備が我が国の外部から行われる特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されるおそれがあるものとして主務省令で定めるものに限る。以下この章及び第九十二条第一項において「重要維持管理等」という。）を行わせる場合には、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託に関する計画書（以下この章において「導入等計画書」という。）を作成し、主務省令で定める書類を添付して、これを主務大臣に届け出なければならない。ただし、他の事業者から特定重要設備の導入を行い、又は他の事業者に委託して特定重要設備の重要維持管理等を行わせることが緊急やむを得ない場合として主務省令で定める場合には、この限りでない。

2 導入等計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 特定重要設備の導入を行う場合にあつては、次に掲げる事項イ・ロ (略)

ハ 特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであつて特定妨害行為（特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託に関して我が国の外部から行われる特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害する行為をいう。以下この章において同じ。）の手段として使用されるおそれがあるものに関する事項として主務省令で定めるもの

三・四 (略)
3 11 (略)

(特定重要設備の導入等に関する経過措置)

第五十三条 前条第一項の規定は、特定社会基盤事業者が第五十条第一項の規定による指定を受けた日から六月間に行う特定重要設備の導入及び重要維持管理等の委託であつて、当該指定に係る特定社会基盤事業の用に供されるものについては、適用しない。ただし、当該特定社会基盤事業者が次の各号のいずれかに掲げる事由により同項の主務省令で定める基準に該当することとなつた者である場合は、この限りでない。

一 他の特定社会基盤事業者から当該指定に係る特定社会基盤事業を譲り受けたこと。

二 他の特定社会基盤事業者について合併又は分割があつた場合における当該合併後存続する法人若しくは当該合併により設立した法人又は当該分割により当該指定に係る特定社会基盤事業を承継した法人であること。

三 前二号に準ずる事由として政令で定めるもの

2 前条第一項の規定は、第五十条第一項の特定重要設備を定める主務省令の改正により新たに特定重要設備となつた設備、機器、装置又はプログラムの導入及び維持管理又は操作の委託のうち、当該設備、機器、装置又はプログラムが特定重要設備となつた日から六月間に行われるものについては、適用しない。

3 前条第一項の規定は、同項の重要維持管理等を定める主務省令の改正により新たに重要維持管理等となつた維持管理又は操作の委託のうち、当該維持管理又は操作が重要維持管理等となつた日から六月間に行われるものについては、適用しない。

(特定重要技術研究開発基本指針)

第六十条 (略)

三・四 (略)
3 11 (略)

(特定重要設備の導入等に関する経過措置)

第五十三条 前条第一項の規定は、特定社会基盤事業者が第五十条第一項の規定による指定を受けた日から六月間は、当該指定に係る特定社会基盤事業の用に供される特定重要設備の導入及び重要維持管理等の委託に関する限り、適用しない。

(新設)

(新設)

(新設)

2 前条第一項の規定は、第五十条第一項の特定重要設備を定める主務省令の改正により新たに特定重要設備となつた設備、機器、装置又はプログラムについては、当該設備、機器、装置又はプログラムが特定重要設備となつた日から六月間は、適用しない。

3 前条第一項の規定は、同項の重要維持管理等を定める主務省令の改正により新たに重要維持管理等となつた維持管理又は操作については、当該維持管理又は操作が重要維持管理等となつた日から六月間は、適用しない。

(特定重要技術研究開発基本指針)

第六十条 (略)

2 特定重要技術研究開発基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 三 (略)
(削る)

四・五 (略)

3 3 6 (略)

(国の施策)

第六十一条 国は、特定重要技術（将来の国民生活及び経済活動の維持にとって重要なものとなり得る先端的な技術のうち、当該技術若しくは当該技術の研究開発に用いられる情報が外部に不当に利用された場合又は当該技術を用いた物資若しくは役務を外部に依存することで外部から行われる行為によってこれらを安定的に利用できなくなつた場合において、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるものをいう。以下この章において同じ。）の研究開発の促進及びその成果の適切な活用を図るため、特定重要技術研究開発基本指針に基づき、必要な情報の提供、資金の確保、人材の養成及び資質の向上その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(協議会)

第六十二条 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号。次条第一項において「活性化法」という。）第十二条第一項の規定による国の資金により行われる研究開発等（以下この条並びに次条第一項及び第四項において「研究開発等」という。）に関して当該資金を交付する各大臣（以下この条及び第八十七条第一項において「研究開発大臣」という。）は、当該研究開発等により行われる特定重要技術の研究開発

2 特定重要技術研究開発基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 三 (略)
四 第六十四条第一項に規定する調査研究の実施に関する基本的な事項

五 五 六 (略)

3 3 6 (略)

(国の施策)

第六十一条 国は、特定重要技術（将来の国民生活及び経済活動の維持にとって重要なものとなり得る先端的な技術（第六十四条第二項第一号及び第二号において「先端的技術」という。）のうち、当該技術若しくは当該技術の研究開発に用いられる情報が外部に不当に利用された場合又は当該技術を用いた物資若しくは役務を外部に依存することで外部から行われる行為によってこれらを安定的に利用できなくなつた場合において、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるものをいう。以下この章において同じ。）の研究開発の促進及びその成果の適切な活用を図るため、特定重要技術研究開発基本指針に基づき、必要な情報の提供、資金の確保、人材の養成及び資質の向上その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(協議会)

第六十二条 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号。次条第一項及び第二項において「活性化法」という。）第十二条第一項の規定による国の資金により行われる研究開発等（以下この条及び次条第四項において「研究開発等」という。）に関して当該資金を交付する各大臣（以下この条及び第八十七条第一項において「研究開発大臣」という。）は、当該研究開発等により行われる特定重要技術の研究開発

の促進及びその成果の適切な活用を図るため、特定重要技術研究開発基本指針に基づき、当該特定重要技術の研究開発等に従事する者のうち当該研究開発等を代表する者として相当と認められる者の同意を得て、当該者及び当該研究開発大臣により構成される協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 (略)

3 第一項の規定により協議会を組織する研究開発大臣は、必要と認めるときは、協議会に、国の関係行政機関の長、当該特定重要技術の研究開発等に従事する者、調査研究機関その他の研究開発大臣が必要と認める者をその同意を得て構成員として加えることができる。

4・5 (略)

6 協議会は、第四項の協議を行うため必要があると認めるときは、その構成員又は調査研究機関（当該協議会の構成員であるものを除く。以下この項において同じ。）に対し、特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関し必要な資料の提供、説明、意見の表明その他の協力を求めることができる。この場合において、当該構成員及び当該調査研究機関は、その求めに応じるよう努めるものとする。

7・8 (略)

(指定基金)

第六十三条 内閣総理大臣は、特定重要技術研究開発基本指針に基づき、活性化法第二十七条の二第一項に規定する研究開発独立行政法人その他特別の法律により設立された法人が設ける基金であつて、活性化法第二十五条第一項に規定する公募型研究開発に係る業務に要する費用に充てるためのものうち、特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用を目的とするもの又は

促進及びその成果の適切な活用を図るため、特定重要技術研究開発基本指針に基づき、当該特定重要技術の研究開発等に従事する者のうち当該研究開発等を代表する者として相当と認められる者の同意を得て、当該者及び当該研究開発大臣により構成される協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 (略)

3 第一項の規定により協議会を組織する研究開発大臣は、必要と認めるときは、協議会に、国の関係行政機関の長、当該特定重要技術の研究開発等に従事する者、特定重要技術調査研究機関（第六十四条第三項に規定する特定重要技術調査研究機関をいう。第六項において同じ。）その他の研究開発大臣が必要と認める者その同意を得て構成員として加えることができる。

4・5 (略)

6 協議会は、第四項の協議を行うため必要があると認めるときは、その構成員又は特定重要技術調査研究機関（当該協議会の構成員であるものを除く。以下この項において同じ。）に対し、特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関し必要な資料の提供、説明、意見の表明その他の協力を求めることができる。この場合において、当該構成員及び当該特定重要技術調査研究機関は、その求めに応じるよう努めるものとする。

7・8 (略)

(指定基金)

第六十三条 内閣総理大臣は、特定重要技術研究開発基本指針に基づき、活性化法第二十七条の二第一項に規定する基金のうち特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用を目的とするものを指定基金として指定することができる。

当該基金により行われる研究開発等に特定重要技術の研究開発等が含まれるものを、指定基金として指定することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の指定をするときは、あらかじめ、財務大臣、当該指定基金を設ける法人を所管する大臣（第四項及び第八十七条第一項において「指定基金所管大臣」という。）その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 5 (略)

第六十四条 削除

2 内閣総理大臣は、前項の指定をするときは、あらかじめ、財務大臣、当該指定基金に係る資金配分機関（活性化法第二十七条の二第一項に規定する資金配分機関をいう。）を所管する大臣（第四項及び第八十七条第一項において「指定基金所管大臣」という。）その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 5 (略)

(調査研究)

第六十四条 内閣総理大臣は、特定重要技術研究開発基本指針に基づき、特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用を図るために必要な調査及び研究（次項及び第三項において「調査研究」という。）を行うものとする。

2 内閣総理大臣は、調査研究の全部又は一部を、その調査研究を適切に実施することができるものとして次に掲げる基準に適合する者（法人に限る。）に委託することができる。

一 先端的技術に関する内外の社会経済情勢及び研究開発の動向の専門的な調査及び研究を行う能力を有すること。

二 先端的技術に関する内外の情報を収集し、整理し、及び保管する能力を有すること。

三 内外の科学技術に関する調査及び研究を行う機関、科学技術に関する研究開発を行う機関その他の内外の関係機関と連携する能力を有すること。

四 情報の安全管理のための措置を適確に実施するに足りる能力を有すること。

3 関係行政機関の長は、前項の規定による委託を受けた者（次項において「特定重要技術調査研究機関」という。）からの求めに応じて、当該委託に係る調査研究を行うために必要な情報及び資料の提供を行うことができる。

第五章の二 特定海外事業の促進

(特定海外事業促進基本指針)

第八十五条の二 政府は、基本方針に基づき、特定海外事業（海外において事業者が行う次に掲げる事業をいう。以下この章において同じ。）の促進に関する基本指針（以下この条及び次条第四項第一号において「特定海外事業促進基本指針」という。）を定めるものとする。

一 港湾その他の国際的な物資の輸送に必要な施設又は設備の整備又は運用を行う事業であつて、我が国の国民生活及び経済活動にとって重要な国際的な輸送網の強靱化が図られるもの

二 我が国における特定社会基盤役務の提供の用に供される施設又は設備のうち海外に設置されるものの整備又は運用を行う事業であつて、当該特定社会基盤役務の提供能力の維持若しくは強化又は我が国の外部への依存の低減が図られるもの

三 特定社会基盤役務の安定的な提供において重要な技術を利用して施設又は設備の整備又は運用を行う事業であつて、当該整備又は運用において当該技術が用いられなければ、将来の我が国における特定社会基盤役務の提供において、当該技術を我が国の外部に依存する可能性が生じ、我が国が当該技術を安定的に利用することが困難となるおそれがあるもの

2 特定海外事業促進基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 特定海外事業の促進の基本的な方向に関する事項

二 特定海外事業の促進に関し国が実施する施策に関する事項

三 特定海外事業として促進すべき取組の内容に関する事項

4 特定重要技術調査研究機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由がなく、当該委託に係る事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(新設)

(新設)

- 四 次条第一項の認定に関する基本的な事項
 - 五 第八十五条の八に規定する措置に係る業務に関して株式会社国際協力銀行（以下この章において「国際協力銀行」という。）が果たすべき役割に関する基本的な事項
 - 六 特定海外事業の促進に当たって配慮すべき基本的な事項
 - 七 前各号に掲げるもののほか、特定海外事業の促進に関し必要な事項
 - 3 内閣総理大臣は、特定海外事業促進基本指針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
 - 4 内閣総理大臣は、前項の規定により特定海外事業促進基本指針の案を作成するときは、あらかじめ、安全保障の確保に関する経済施策、内外の社会経済情勢その他特定海外事業の促進に関する知見を有する者の意見を聴かなければならない。
 - 5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、特定海外事業促進基本指針を公表しなければならない。
 - 6 前三項の規定は、特定海外事業促進基本指針の変更について準用する。
- (特定海外事業計画の認定)
- 第八十五条の三 特定海外事業を実施しようとする者は、その実施しようとする特定海外事業に関する計画（以下この章において「特定海外事業計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。
- 2 二以上の者が特定海外事業を共同して実施しようとする場合にあっては、当該二以上の者は、共同して特定海外事業計画を作成し、前項の認定を受けることができる。
 - 3 特定海外事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(新設)

- 一 特定海外事業の目標
 - 二 特定海外事業の内容及び実施期間
 - 三 特定海外事業の実施体制
 - 四 特定海外事業に必要な資金の額及びその調達方法
 - 五 特定海外事業を円滑かつ確実に実施するために行う措置
 - 六 特定海外事業に関する情報を管理するための体制
 - 七 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項
- 4 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る特定海外事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 特定海外事業の内容が特定海外事業促進基本指針に照らし適切なるものであること。
 - 二 特定海外事業の実施体制並びに特定海外事業に必要な資金の額及びその調達方法が特定海外事業計画を円滑かつ確実に実施するため適切なものであること。
 - 三 特定海外事業に関する情報を適切に管理するための体制が整備されていること。
 - 5 主務大臣は、第一項の認定を行うに際し必要と認めるときは、国際協力銀行に対し、必要な情報の提供を求めることができる。
 - 6 主務大臣は、第一項の認定をするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- (特定海外事業計画の変更)
- 第八十五条の四 前条第一項の認定を受けた者(以下この章において「認定特定海外事業者」という。)は、当該認定に係る特定海外事業計画を変更するときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 2 認定特定海外事業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(新設)

ればならない。

3 前条第四項から第六項までの規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

(特定海外事業計画の認定の取消し)

第八十五条の五 主務大臣は、認定特定海外事業者が認定を受けた特定海外事業計画（前条第一項の規定による変更の認定又は同条第二項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下この章において「認定特定海外事業計画」という。）に従って特定海外事業を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 主務大臣は、認定特定海外事業計画が第八十五条の三第四項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定特定海外事業者に対して、当該認定特定海外事業計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

3 第八十五条の三第五項及び第六項の規定は、前二項の規定による認定の取消しについて準用する。

(報告等)

第八十五条の六 認定特定海外事業者は、毎年度、主務省令で定めるところにより、認定特定海外事業計画の実施状況について主務大臣に報告しなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定によるほか、この章の規定の施行に必要な限度において、認定特定海外事業者に対し、認定特定海外事業計画の実施状況その他必要な事項に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

(認定特定海外事業に対する支援)

第八十五条の七 主務大臣は、認定特定海外事業者が認定特定海外事業（認定特定海外事業計画に従って行われる特定海外事業をい

(新設)

(新設)

(新設)

う。次条及び第八十五条の十において同じ。）を実施している間、必要に応じ、当該認定特定海外事業者に対し必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

（認定特定海外事業の実施に必要な資金の貸付け等）

第八十五条の八 国際協力銀行は、認定特定海外事業者に対し、その申請に基づき、株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）の定めるところにより、認定特定海外事業に必要な資金の貸付けを行い、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、当該資金に係る同法第二条第十四号に規定する債務の保証等を行い、当該資金の調達のために発行される同条第十一号に規定する公社債等を応募その他の方法により取得し、又は当該資金を出資するものとする。

（資料の提出等の要求）

第八十五条の九 主務大臣は、この章の規定を施行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、説明、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

（資金の確保）

第八十五条の十 国は、認定特定海外事業者が認定特定海外事業を行うために必要な資金（国際協力銀行が行う第八十五条の八に規定する措置に係る業務に要する資金を含む。）の確保に努めるものとする。

（主務大臣等）

第八十六条 第二章における主務大臣は、特定重要物資の生産、輸入若しくは販売又は特定重要物資に係る特定重要物資等供給不可欠役務の提供の事業を所管する大臣とする。ただし、次の各号に

（新設）

（新設）

（新設）

（主務大臣等）

第八十六条 第二章における主務大臣は、特定重要物資の生産、輸入又は販売の事業を所管する大臣とする。ただし、次の各号に掲げる規定における主務大臣は、当該各号に定める大臣とする。

掲げる規定における主務大臣は、当該各号に定める大臣とする。

一・二 (略)

三 第二章第六節(第三十四条第六項を除く。)及び第四十八条第六項の規定 内閣総理大臣及び特定重要物資の生産、輸入若しくは販売又は特定重要物資に係る特定重要物資等供給不可欠業務の提供の事業を所管する大臣

四 第二章第七節の規定 別表に掲げる独立行政法人を所管する大臣(特定重要物資の生産、輸入若しくは販売又は特定重要物資に係る特定重要物資等供給不可欠業務の提供の事業を所管する大臣に限る。)

五 第四十六条及び第四十八条第一項の規定 物資の生産、輸入若しくは販売又は物資の供給に不可欠な業務であつて専ら当該物資の供給のために用いられるものの提供の事業を所管する大臣

2 (略)

3 前章における主務大臣は、内閣総理大臣及び財務大臣とする。

4 第二章、第三章及び前章における主務省令は、前三項に定める主務大臣の発する命令とする。

第九十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三条の二第九項、第三条の四第五項、第三十七条又は第六十二条第七項(第六十三条第五項において準用する場合を含む。)(の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者

二 (略)

2 (略)

第九十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・三 (略)

一・二 (略)

三 第二章第六節(第三十四条第六項を除く。)及び第四十八条第六項の規定 内閣総理大臣及び特定重要物資の生産、輸入又は販売の事業を所管する大臣

四 第二章第七節の規定 別表に掲げる独立行政法人を所管する大臣(特定重要物資の生産、輸入又は販売の事業を所管する大臣に限る。)

五 第四十六条及び第四十八条第一項の規定 物資の生産、輸入又は販売の事業を所管する大臣

2 (略)

(新設)

3 第二章及び第三章における主務省令は、前二項に定める主務大臣の発する命令とする。

第九十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三十七条、第六十二条第七項(第六十三条第五項において準用する場合を含む。)(又は第六十四条第四項の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者

二 (略)

2 (略)

第九十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・三 (略)

四 第四十八条第四項、第五十八条第一項又は第八十五条の六第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出したとき。

五〇七 (略)

四 第四十八条第四項又は第五十八条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出したとき。

五〇七 (略)

改 正 案	現 行
<p>目次 第一章～第四章（略） 第五章 雑則（第三十八条―第四十三条の三） 第六章（略） 附則</p> <p>（目的） 第一条 株式会社国際協力銀行は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>2 株式会社国際協力銀行は、前項に規定するもののほか、認定特定海外事業（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第八十五条の七に規定する認定特定海外事業をいう。第十三条第一項第三号において同じ。）の実施に必要な金融（同号に掲げる場合に行うものに限る。）を行い、もって安全保障の確保に関する経済施策の総合的かつ効果的な推進に寄与することを目的とする。</p> <p>（定義）</p>	<p>目次 第一章～第四章（略） 第五章 雑則（第三十八条―第四十三条） 第六章（略） 附則</p> <p>（目的） 第一条 株式会社国際協力銀行は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的とする株式会社とする。</p> <p>（新設）</p> <p>（定義）</p>

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一（三）（略）

四 特定目的会社等 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び同条第二項に規定する資産の流動化に類する行為を行うものとして主務省令で定める法人をいう。

五・六（略）

七 新規企業者等 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 設立の日又は事業を開始した日以後の期間が十年未満の法人等（その海外で行う事業の内容、出資者その他の事情を勘案して当該事業に対する民間の投資を補充する必要性が低い法人等として主務省令で定めるものを除く。）

ロ イに掲げるもののほか、その海外で行う事業の内容、出資者その他の事情を勘案して当該事業に対する民間の投資を補充する必要性が特に高い法人等として主務省令で定めるもの

八（略）

九 外国金融機関等 外国の銀行その他の金融機関その他主務大臣が定める外国の法人をいう。

十 特定外国法人 次のいずれかに該当する事業を行う外国の法人（外国金融機関等を除く。）をいう。

イ 我が国の産業の国際競争力の維持又は向上を図る上で重要な物資又は技術の開発（物資にあつては、製造を含む。）に関する事業であつて、我が国の法人等若しくは出資外国法人等が調達する物資の供給網の強靱化又は我が国の法人等若しくは出資外国法人等が利用する技術の提供の促進に必要なものとして主務省令で定めるもの

ロ 情報通信技術を活用するための基盤の整備に関する事業その他の我が国の法人等又は出資外国法人等の海外における事業活動に必要な基盤の整備に関する事業として主務省令で定

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一（三）（略）

四 特定目的会社等 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び同条第二項に規定する資産の流動化に類する行為を行うものとして財務省令で定める法人をいう。

五・六（略）

七 新規企業者等 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 設立の日又は事業を開始した日以後の期間が十年未満の法人等（その海外で行う事業の内容、出資者その他の事情を勘案して当該事業に対する民間の投資を補充する必要性が低い法人等として財務省令で定めるものを除く。）

ロ イに掲げるもののほか、その海外で行う事業の内容、出資者その他の事情を勘案して当該事業に対する民間の投資を補充する必要性が特に高い法人等として財務省令で定めるもの

八（略）

九 外国金融機関等 外国の銀行その他の金融機関その他財務大臣が定める外国の法人をいう。

十 特定外国法人 次のいずれかに該当する事業を行う外国の法人（外国金融機関等を除く。）をいう。

イ 我が国の産業の国際競争力の維持又は向上を図る上で重要な物資又は技術の開発（物資にあつては、製造を含む。）に関する事業であつて、我が国の法人等若しくは出資外国法人等が調達する物資の供給網の強靱化又は我が国の法人等若しくは出資外国法人等が利用する技術の提供の促進に必要なものとして財務省令で定めるもの

ロ 情報通信技術を活用するための基盤の整備に関する事業その他の我が国の法人等又は出資外国法人等の海外における事業活動に必要な基盤の整備に関する事業として財務省令で定

めるもの

十一〜十五 (略)

十六 協調融資 銀行等が会社とともに資金の貸付け（貸付けと同様の経済的性質を有するものとして主務省令で定めるものを含む。第十三条第三項、第三十二条並びに第三十三条第一項及び第六項を除き、以下同じ。）を行うことをいう。

（役員等の選任及び解任等の決議）

第六条 会社の役員等（取締役、執行役及び監査役をいう。以下同じ。）の選任及び解任の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（役員等の兼職禁止）

第八条 会社の役員等（非常勤の者を除く。以下この条において同じ。）は、会社以外の営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、主務大臣が役員等としての職務の執行に支障がないものと認めて承認したときは、この限りでない。

（業務の範囲）

第十一条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行うものとする。

一〜五 (略)

六 海外で事業を行う次に掲げる者に対して当該事業に必要な資金（口に掲げる者に対しては、海外で新たに行う事業に必要な資金に限る。）を出資し、又は専ら海外投資を目的とする我が国の法人等で海外で事業を行う者に対し出資するものに対して当該事業に必要な資金を出資すること。

めるもの

十一〜十五 (略)

十六 協調融資 銀行等が会社とともに資金の貸付け（貸付けと同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。第三十二条並びに第三十三条第一項及び第六項を除き、以下同じ。）を行うことをいう。

（役員等の選任及び解任等の決議）

第六条 会社の役員等（取締役、執行役及び監査役をいう。以下同じ。）の選任及び解任の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（役員等の兼職禁止）

第八条 会社の役員等（非常勤の者を除く。以下この条において同じ。）は、会社以外の営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、財務大臣が役員等としての職務の執行に支障がないものと認めて承認したときは、この限りでない。

（業務の範囲）

第十一条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行うものとする。

一〜五 (略)

六 海外で事業を行う次に掲げる者に対して当該事業に必要な資金（口に掲げる者に対しては、海外で新たに行う事業に必要な資金に限る。）を出資し、又は専ら海外投資を目的とする我が国の法人等で海外で事業を行う者に対し出資するものに対して当該事業に必要な資金を出資すること。

イ (略)

ロ 我が国の新規企業者等又は中小企業者等（中小企業者又は中堅企業として主務大臣が定めるものをいう。以下同じ。）

七・八 (略)

九 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進

に関する法律第八十五条の第三五項（同法第八十五条の四第三項及び第八十五条の五第三項において準用する場合を含む。）

の規定による求めに応じ、必要な情報を提供すること。

十 (略)

第十二条 前条第一号に掲げる業務のうち、開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という。）以外の地域を仕向地とする設備の輸出等に係るものは、次に掲げる場合に限り、行うことができる。

一 当該地域を仕向地とする輸出を行う外国政府等によって、当該外国の輸出の促進を図るために、通常の条件より有利な条件での信用の供与、保険の引受け又は利子（利子と同様の経済的性質を有するものとして主務省令で定めるものを含む。第十六条第二項において同じ。）の補給がされる場合において、国際的取決めに従って必要な対抗措置を講ずるとき。

二 (略)

2 前条第一号に掲げる業務のうち、我が国の法人等に対する資金に係るものは、次に掲げる場合に限り、行うことができる。

一 (略)

二 国際金融秩序の混乱により我が国の法人等の輸出が著しく困難となった場合において、これに対処するために会社の業務の特例が必要となった旨を主務大臣が定めたとき。

3 前条第二号に掲げる業務のうち、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進のために行うもの以外のものは、債務の保証等であって次に掲げる資金に係るものに限り、行う

イ (略)

ロ 我が国の新規企業者等又は中小企業者等（中小企業者又は中堅企業として財務大臣が定めるものをいう。以下同じ。）

七・八 (略)

(新設)

九 (略)

第十二条 前条第一号に掲げる業務のうち、開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という。）以外の地域を仕向地とする設備の輸出等に係るものは、次に掲げる場合に限り、行うことができる。

一 当該地域を仕向地とする輸出を行う外国政府等によって、当該外国の輸出の促進を図るために、通常の条件より有利な条件での信用の供与、保険の引受け又は利子（利子と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。第十六条第二項において同じ。）の補給がされる場合において、国際的取決めに従って必要な対抗措置を講ずるとき。

二 (略)

2 前条第一号に掲げる業務のうち、我が国の法人等に対する資金に係るものは、次に掲げる場合に限り、行うことができる。

一 (略)

二 国際金融秩序の混乱により我が国の法人等の輸出が著しく困難となった場合において、これに対処するために会社の業務の特例が必要となった旨を財務大臣が定めたとき。

3 前条第二号に掲げる業務のうち、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進のために行うもの以外のものは、債務の保証等であって次に掲げる資金に係るものに限り、行う

ことができる。

一 我が国で生産される製品では十分な代替が困難であつて、我が国への輸入が不可欠である航空機その他の製品として主務大臣が定めるものの輸入に必要な資金

二 我が国の技術では十分な代替が困難であつて、我が国への受入れが不可欠である技術として主務大臣が定めるものの受入れに必要な資金

4・5 (略)

6 前条第三号に掲げる業務（我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進のために行うものを除く。）のうち、我が国の法人等に対する貸付けであつて、中小企業者等以外のものに対するものは、次に掲げる場合に限り、行うことができる。

一 四 (略)

五 国際金融秩序の混乱により我が国の法人等の海外における事業の遂行が著しく困難となつた場合において、これに対処するために会社の業務の特例が必要となつた旨を主務大臣が定めるとき。

7 (略)

8 前条第五号の規定による外国の政府、政府機関又は銀行に対する貸付けは、国際通貨基金等による経済支援資金の供与が確実と見込まれる場合であつて、次に掲げるときに限り、主務大臣の認可を受けて行うことができる。

一・二 (略)

9 前条第一号から第四号までに掲げる業務のうち、我が国の法人等以外の者の債務に係る債務の保証等（公社債等に係るものを除く。）は、次に掲げる場合に限り、行うことができる。

一 銀行等、外国金融機関等又は外国政府等が前条第一号から第四号までに規定する資金の貸付けを行う場合において当該貸付けに係る債務の保証等を行うとき（当該貸付けに係る貸付債権が主務大臣が定める者に譲渡された場合を含む。）。

ことができる。

一 我が国で生産される製品では十分な代替が困難であつて、我が国への輸入が不可欠である航空機その他の製品として財務大臣が定めるものの輸入に必要な資金

二 我が国の技術では十分な代替が困難であつて、我が国への受入れが不可欠である技術として財務大臣が定めるものの受入れに必要な資金

4・5 (略)

6 前条第三号に掲げる業務（我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進のために行うものを除く。）のうち、我が国の法人等に対する貸付けであつて、中小企業者等以外のものに対するものは、次に掲げる場合に限り、行うことができる。

一 四 (略)

五 国際金融秩序の混乱により我が国の法人等の海外における事業の遂行が著しく困難となつた場合において、これに対処するために会社の業務の特例が必要となつた旨を財務大臣が定めるとき。

7 (略)

8 前条第五号の規定による外国の政府、政府機関又は銀行に対する貸付けは、国際通貨基金等による経済支援資金の供与が確実と見込まれる場合であつて、次に掲げるときに限り、財務大臣の認可を受けて行うことができる。

一・二 (略)

9 前条第一号から第四号までに掲げる業務のうち、我が国の法人等以外の者の債務に係る債務の保証等（公社債等に係るものを除く。）は、次に掲げる場合に限り、行うことができる。

一 銀行等、外国金融機関等又は外国政府等が前条第一号から第四号までに規定する資金の貸付けを行う場合において当該貸付けに係る債務の保証等を行うとき（当該貸付けに係る貸付債権が財務大臣が定める者に譲渡された場合を含む。）。

二〇四 (略)

10 前条第一号から第四号までに掲げる業務のうち、債務の保証等（公社債等に係るものに限る。）及び公社債等の取得は、次に掲げる場合（同条第一号から第三号までに掲げる業務にあっては、第二号から第八号までに掲げる場合）に限り、行うことができる。

一 (略)

二 公社債等を取得し、当該公社債等を主務大臣が定める期間内に特定目的会社等に譲渡する場合又は信託会社等に対して特定信託をし、当該特定信託の受益権の全部若しくは一部を譲渡する場合

三〇八 (略)

11 前条第一号から第四号までに掲げる業務のうち次に掲げるものは、その貸付け又は譲り受けようとする貸付債権に係る貸付けが協調融資である場合に限るものとする。ただし、第一号に掲げる業務にあっては銀行等が会社とともに資金の貸付けをすることが著しく困難であり、かつ、会社による貸付けがその目的を達成するために特に緊要であると認められる場合又は第二項第一号若しくは第六項第二号に掲げる場合に該当する場合、第二号に掲げる業務にあっては償還期限が一年を超える出資外国法人等に対する貸付債権を主務大臣が定める期間内に、特定目的会社等に譲渡することを目的として譲り受ける場合又は信託会社等に対して特定信託をし、当該特定信託の受益権の全部若しくは一部を譲渡することを目的として譲り受ける場合は、この限りでない。

一・二 (略)

12 第一項から第七項まで及び前項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第十三条の四第一項に規定する認定特定海外事業促進業務として行う資金の貸付けを行う場合には、適用しない。

13 (略)

二〇四 (略)

10 前条第一号から第四号までに掲げる業務のうち、債務の保証等（公社債等に係るものに限る。）及び公社債等の取得は、次に掲げる場合（同条第一号から第三号までに掲げる業務にあっては、第二号から第八号までに掲げる場合）に限り、行うことができる。

一 (略)

二 公社債等を取得し、当該公社債等を財務大臣が定める期間内に特定目的会社等に譲渡する場合又は信託会社等に対して特定信託をし、当該特定信託の受益権の全部若しくは一部を譲渡する場合

三〇八 (略)

11 前条第一号から第四号までに掲げる業務のうち次に掲げるものは、その貸付け又は譲り受けようとする貸付債権に係る貸付けが協調融資である場合に限るものとする。ただし、第一号に掲げる業務にあっては銀行等が会社とともに資金の貸付けをすることが著しく困難であり、かつ、会社による貸付けがその目的を達成するために特に緊要であると認められる場合又は第二項第一号若しくは第六項第二号に掲げる場合に該当する場合、第二号に掲げる業務にあっては償還期限が一年を超える出資外国法人等に対する貸付債権を財務大臣が定める期間内に、特定目的会社等に譲渡することを目的として譲り受ける場合又は信託会社等に対して特定信託をし、当該特定信託の受益権の全部若しくは一部を譲渡することを目的として譲り受ける場合は、この限りでない。

一・二 (略)

(新設)

12 (略)

(業務の方法)

第十三条 第十一条第一号から第六号までの規定による資金の貸付け、貸付債権の譲受け、公社債等の取得、債務の保証等又は出資は、次に掲げる場合に限り、行うことができる。

一 (略)

二 当該貸付け(第十一条第二号及び第五号の規定による資金の貸付けを除き、海外における次に掲げる事業に係るものに限る。)、当該譲受け(同条第二号の規定による貸付債権の譲受けを除き、海外における次に掲げる事業に係るものに限る。)、当該取得(同号の規定による公社債等の取得を除き、海外における次に掲げる事業に係るもの又は新規企業者等が発行する社債若しくはこれに準ずる債券若しくは信託の受益権の取得に限る。)、当該債務の保証等(同号及び同条第四号の二の規定による債務の保証等を除き、海外における次に掲げる事業に係るものに限る。)、又は当該出資(海外における次に掲げる事業に係るもの又は新規企業者等に対するものに限る。)、に係る貸付金(貸付金と同様の経済的性質を有するものとして主務省令で定めるものを含む。次項、第三項及び第十六条第二項において同じ。)、の利率(利率と同様の経済的性質を有するものとして主務省令で定めるものを含む。)、貸付債権の利回りその他の条件が、当該貸付けに係る貸付金、当該譲受けに係る貸付債権その他の資産が回収不能となる危険性等を勘案した適正なものであると認められる場合(前号に掲げる場合を除く。)

イ〜ハ (略)

三 会社が当該貸付け(第十一条第五号の規定による資金の貸付けを除き、認定特定海外事業に係るものに限る。以下この号において同じ。)、又は当該出資(認定特定海外事業に係るものに限る。以下この号において同じ。)、を行わなければ当該貸付け

(業務の方法)

第十三条 第十一条第一号から第六号までの規定による資金の貸付け、貸付債権の譲受け、公社債等の取得、債務の保証等又は出資は、次に掲げる場合に限り、行うことができる。

一 (略)

二 当該貸付け(第十一条第二号及び第五号の規定による資金の貸付けを除き、海外における次に掲げる事業に係るものに限る。)、当該譲受け(同条第二号の規定による貸付債権の譲受けを除き、海外における次に掲げる事業に係るものに限る。)、当該取得(同号の規定による公社債等の取得を除き、海外における次に掲げる事業に係るもの又は新規企業者等が発行する社債若しくはこれに準ずる債券若しくは信託の受益権の取得に限る。)、当該債務の保証等(同号及び同条第四号の二の規定による債務の保証等を除き、海外における次に掲げる事業に係るものに限る。)、又は当該出資(海外における次に掲げる事業に係るもの又は新規企業者等に対するものに限る。)、に係る貸付金(貸付金と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。次項及び第十六条第二項において同じ。)、の利率(利率と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。)、貸付債権の利回りその他の条件が、当該貸付けに係る貸付金、当該譲受けに係る貸付債権その他の資産が回収不能となる危険性等を勘案した適正なものであると認められる場合(前号に掲げる場合を除く。)

イ〜ハ (略)

(新設)

又は当該出資に係る事業に必要な資金の銀行等、企業その他の会社以外の法人等による貸付け又は出資が十分に行われないと認められ、かつ、会社が当該貸付け又は当該出資を行うことで当該貸付け又は当該出資に係る事業に必要な資金の銀行等、企業その他の会社以外の法人等による貸付け又は出資が十分に行われると認められる場合（前二号に掲げる場合を除く。）

2 第十一条第一号から第六号までに掲げる業務（前項第三号に掲げる場合に行うものを除く。）に係る貸付金の利率、譲り受ける貸付債権の利回りその他の条件は、第二十六条の二第一号及び第二号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定における収入がその支出を償うに足るように、銀行等の取引の通常条件又は金融市場の動向を勘案して定めるものとする。

3 第十一条第一号から第四号まで及び第六号に掲げる業務（第一項第三号に掲げる場合に行うものに限る。）に係る貸付金の額、出資金の額その他の条件は、第二十六条の二第三号に掲げる業務に係る勘定における損失額が当該勘定に属する資本金、準備金及び劣後的政府貸付け（元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された政府の資金の会社に対する貸付けであつて、会社の自己資本の充実に資するものとして政令で定めるものをいう。第三十二条第二項及び第三項並びに第三十三条第六項において同じ。）に係る借入金額の合計額の範囲内となるよう定めるものとする。

（特別業務指針）

第十三条の二 主務大臣は、会社が次に掲げる業務（以下「特別業務」という。）を行うに当たつて従うべき指針（次項及び次条第一項において「特別業務指針」という。）を定め、これを公表するものとする。

一 三（略）

四 第一号及び前号に掲げる業務に係る第十一条第十号に掲げる

2 第十一条第一号から第六号までに掲げる業務に係る貸付金の利率、譲り受ける貸付債権の利回りその他の条件は、第二十六条の二各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定における収入がその支出を償うに足るように、銀行等の取引の通常条件又は金融市場の動向を勘案して定めるものとする。

（新設）

（特別業務指針）

第十三条の二 財務大臣は、会社が次に掲げる業務（以下「特別業務」という。）を行うに当たつて従うべき指針（次項及び次条第一項において「特別業務指針」という。）を定め、これを公表するものとする。

一 三（略）

四 前三号に掲げる業務（第二号に掲げる業務を除く。）に係る

業務

2 特別業務指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 四 (略)

五 主務大臣に対する特別業務の実施状況の報告に関する事項

六 (略)

(特別業務基本方針)

第十三条の三 会社は、主務省令で定める特別業務の実施に関する事項について、特別業務指針に即して、特別業務に関する基本方針(次項において「特別業務基本方針」という。)を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 主務大臣は、前項の規定により認可をした特別業務基本方針が会社による特別業務の適確な実施上不適當となったと認めるときは、会社に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(認定特定海外事業促進業務指針)

第十三条の四 主務大臣は、会社が次に掲げる業務(以下「認定特定海外事業促進業務」という。)を行うに当たつて従うべき指針(次項及び次条第一項において「認定特定海外事業促進業務指針」という。)を定め、これを公表するものとする。

一 第十三条第一項第三号に掲げる場合に行う第十一条第一号から第四号まで及び第六号に掲げる業務

二 前号に掲げる業務に係る第十一条第七号に掲げる業務

三 前二号に掲げる業務に係る第十一条第八号に掲げる業務

四 第十一条第九号に掲げる業務

五 第一号及び前二号に掲げる業務に係る第十一条第十号に掲げる業務

2 認定特定海外事業促進業務指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

第十一条第九号に掲げる業務

2 特別業務指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 四 (略)

五 財務大臣に対する特別業務の実施状況の報告に関する事項

六 (略)

(特別業務基本方針)

第十三条の三 会社は、財務省令で定める特別業務の実施に関する事項について、特別業務指針に即して、特別業務に関する基本方針(次項において「特別業務基本方針」という。)を定め、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 財務大臣は、前項の規定により認可をした特別業務基本方針が会社による特別業務の適確な実施上不適當となったと認めるときは、会社に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(新設)

- 一 認定特定海外事業促進業務に係る資金の貸付け又は出資を行うに当たって従うべき基準
- 二 認定特定海外事業促進業務に関する財務の適正な管理に関する事項
- 三 認定特定海外事業促進業務に係る一般の金融機関が行う金融の補完に関する事項
- 四 認定特定海外事業促進業務の実施状況について評価及び監視を行うための体制に関する事項
- 五 主務大臣に対する認定特定海外事業促進業務の実施状況の報告に関する事項
- 六 その他認定特定海外事業促進業務の適確な実施を確保するために必要な事項

(認定特定海外事業促進業務基本方針)

- 第十三条の五 会社は、主務省令で定める認定特定海外事業促進業務の実施に関する事項について、認定特定海外事業促進業務指針に即して、認定特定海外事業促進業務に関する基本方針（次項において「認定特定海外事業促進業務基本方針」という。）を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 主務大臣は、前項の規定により認可をした認定特定海外事業促進業務基本方針が会社による認定特定海外事業促進業務の適確な実施上不適当となったと認めるときは、会社に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(業務の委託)

- 第十四条 会社は、その業務の一部を主務省令で定める金融機関その他の法人（以下「受託法人」という。）に限り、委託することができる。

2・3 (略)

(新設)

- 第十四条 会社は、その業務の一部を財務省令で定める金融機関その他の法人（以下「受託法人」という。）に限り、委託することができる。

2・3 (略)

(予算)

第十六条 会社は、毎事業年度、収入及び支出の予算を作成し、主務大臣を経由して、これを財務大臣に提出しなければならない。

2 前項の収入は、貸付金の利息（利息と同様の経済的性質を有するものとして主務省令で定めるものを含む。）、公社債等の利子、出資に対する配当金、債務保証料その他資産の運用に係る収入及び附属雑収入とし、同項の支出は、事務取扱費、業務委託費、借入金（借入金と同様の経済的性質を有するものとして主務省令で定めるものを含む。第三十三条第一項及び第三項において同じ。）の利子、社債の利子及び附属諸費とする。

3・4 (略)

5 第一項の収入及び支出の予算は、次に掲げる業務ごとに区分する。

一 第二十六条の二第一号及び第二号に掲げる業務

二 第二十六条の二第三号に掲げる業務

6 予算の形式及び内容については、財務大臣が、主務大臣と協議して定める。

7 予算の作成及び提出の手續については、財務大臣が定める。

(予算の通知)

第二十条 内閣は、会社の予算が国会の議決を経たときは、国会の議決したところに従い、主務大臣を経由して、直ちにその旨を会社に通ずるものとする。

2・3 (略)

(補正予算)

第二十一条 会社は、予算の作成後に生じた事由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、補正予算を作成し、これに補正予算の作成により変更した第十七条第一号、第三号及び第四号に

(予算)

第十六条 会社は、毎事業年度、収入及び支出の予算を作成し、これを財務大臣に提出しなければならない。

2 前項の収入は、貸付金の利息（利息と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。）、公社債等の利子、出資に対する配当金、債務保証料その他資産の運用に係る収入及び附属雑収入とし、同項の支出は、事務取扱費、業務委託費、借入金（借入金と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。第三十三条第一項及び第三項において同じ。）の利子、社債の利子及び附属諸費とする。

3・4 (略)

(新設)

5 予算の形式及び内容並びにその作成及び提出の手續については、財務大臣が定める。

(新設)

(予算の通知)

第二十条 内閣は、会社の予算が国会の議決を経たときは、国会の議決したところに従い、財務大臣を経由して、直ちにその旨を会社に通ずるものとする。

2・3 (略)

(補正予算)

第二十一条 会社は、予算の作成後に生じた事由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、補正予算を作成し、これに補正予算の作成により変更した第十七条第一号、第三号及び第四号に

掲げる書類（前年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表を除く。）を添付して、主務大臣を経由して財務大臣に提出することができる。ただし、予算の追加に係る補正予算は、予算の作成後に生じた事由に基づき特に緊要となった場合に限り、作成することができる。

2 (略)

(暫定予算)

第二十二條 会社は、必要に応じて、一事業年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成し、これに当該期間の事業計画及び資金計画その他当該暫定予算の参考となる事項に関する書類を添付して、主務大臣を経由して財務大臣に提出することができる。

2・3 (略)

(流用)

第二十四條 (略)

2| 会社は、前項の規定により流用の承認を受けようとするときは、主務大臣を経由してしなければならない。

3| 財務大臣は、第一項の承認をしたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

(予備費の使用)

第二十五條 会社は、予備費を使用するときは、直ちにその旨を主務大臣を経由して財務大臣に通知しなければならない。

2 (略)

(財務諸表の提出)

第二十六條 (略)

2 会社は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書、財産目録（以下「貸借対照表等」という。）

掲げる書類（前年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表を除く。）を添付して、財務大臣に提出することができる。ただし、予算の追加に係る補正予算は、予算の作成後に生じた事由に基づき特に緊要となった場合に限り、作成することができる。

2 (略)

(暫定予算)

第二十二條 会社は、必要に応じて、一事業年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成し、これに当該期間の事業計画及び資金計画その他当該暫定予算の参考となる事項に関する書類を添付して、財務大臣に提出することができる。

2・3 (略)

(流用)

第二十四條 (略)

(新設)

2| 財務大臣は、前項の承認をしたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

(予備費の使用)

第二十五條 会社は、予備費を使用するときは、直ちにその旨を財務大臣に通知しなければならない。

2 (略)

(財務諸表の提出)

第二十六條 (略)

2 会社は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書、財産目録（以下「貸借対照表等」という。）

及び事業報告書（これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるもの）をいう。以下同じ。）を含む。）を主務大臣を経由して財務大臣に提出しなければならない。

（区分経理）

第二十六条の二 会社は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 特別業務及び認定特定海外事業促進業務以外の業務（第三十条において「一般業務」という。）

二 （略）

三 認定特定海外事業促進業務

（決算報告書の作成及び提出）

第二十七条 会社は、第二十六条第二項の規定による貸借対照表等の提出をした後、予算の区分に従い、毎事業年度の決算報告書（当該決算報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）を作成し、当該決算報告書に関する監査役、監査等委員会又は監査委員会の意見を付し、当該提出をした貸借対照表等を添付して、遅滞なく、主務大臣を経由して財務大臣に提出しなければならない。

2 4 （略）

（予算の繰越し）

第三十条 （略）

2 会社は、前項ただし書の規定による繰越しをしようとするときは、事項ごとにその事由及び金額を明らかにした繰越計算書を作成し、これを主務大臣を経由して財務大臣に送付し、その承認を

及び事業報告書（これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるもの）をいう。以下同じ。）を含む。）を財務大臣に提出しなければならない。

（区分経理）

第二十六条の二 会社は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 特別業務以外の業務（第三十三条において「一般業務」という。）

二 （略）

（新設）

（決算報告書の作成及び提出）

第二十七条 会社は、第二十六条第二項の規定による貸借対照表等の提出をした後、毎事業年度の決算報告書（当該決算報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）を作成し、当該決算報告書に関する監査役、監査等委員会又は監査委員会の意見を付し、当該提出をした貸借対照表等を添付して、遅滞なく財務大臣に提出しなければならない。

2 4 （略）

（予算の繰越し）

第三十条 （略）

2 会社は、前項ただし書の規定による繰越しをしようとするときは、事項ごとにその事由及び金額を明らかにした繰越計算書を作成し、これを財務大臣に送付し、その承認を受けなければならない

受けなければならない。

3 (略)

(政府の貸付け)

第三十二条 (略)

2 政府は、前項の規定による資金の貸付けのうち、劣後的政府貸付けを行う場合にあつては、債権の全部若しくは一部を免除し、又は通常の条件より会社に有利な条件を付することができる。

3 会社は、第一項の規定による資金の貸付けのうち、劣後的政府貸付けがあつたときは、その劣後的政府貸付けにより増加する劣後的政府貸付けに係る借入金を、第二十六条の二に定める経理の区分に従い、同条各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。

(借入金及び社債)

第三十三条 会社がその業務を行うために必要な資金の財源に充てるために行う資金の借入れ(借入れと同様の経済的性質を有するものとして主務省令で定めるものを含む。以下この条、第三十五条第一項及び第四十六条第五号において同じ。)は、銀行その他の金融機関から行う短期借入金(短期借入金と同様の経済的性質を有するものとして主務省令で定めるものを含む。次項及び第六項において同じ。)若しくは外国通貨長期借入金(外国通貨による借入金であつて、弁済期限が一年を超えるものをいう。以下この条及び第三十五条第一項において同じ。)の借入れ又は前条第一項の規定による政府の資金の貸付けに係る借入れに限るものとする。

2 前項に規定する短期借入金(外国通貨によるものを除く。)については、借入れをした事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、

い。

3 (略)

(政府の貸付け)

第三十二条 (略)

(新設)

(新設)

(借入金及び社債)

第三十三条 会社がその業務を行うために必要な資金の財源に充てるために行う資金の借入れ(借入れと同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。以下この条、第三十五条第一項及び第四十六条第五号において同じ。)は、銀行その他の金融機関から行う短期借入金(短期借入金と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。次項及び第六項において同じ。)若しくは外国通貨長期借入金(外国通貨による借入金であつて、弁済期限が一年を超えるものをいう。以下この条及び第三十五条第一項において同じ。)の借入れ又は前条の規定による政府の資金の貸付けに係る借入れに限るものとする。

2 前項に規定する短期借入金(外国通貨によるものを除く。)については、借入れをした事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、財務大臣の認可を受けて、

これについて借換え（借換えと同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。次項及び第七項において同じ。）を行うことができる。

3 (略)

4 会社は、毎事業年度、政令で定めるところにより、その業務を行うために必要な資金の財源に充てるために行う社債の発行及び外国通貨長期借入金（借入れに係る基本方針を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。）

5 会社は、前項に規定する社債を発行し、又は外国通貨長期借入金（借入れをしたときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。ただし、会社が、社債券を失った者に交付するために政令で定めるところにより社債券を発行し、当該社債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合は、この限りでない。）

6 第一項に規定する借入れのうち一般業務を行うために必要な資金の財源に充てるために借入れを行う短期借入金、外国通貨長期借入金及び政府の資金の貸付け（劣後的政府貸付けを除く。）に係る借入金の現在額並びに第四項に規定する社債のうち一般業務を行うために必要な資金の財源に充てるために発行する社債の元本に係る債務の現在額の合計額は、会社の一般業務に係る勘定に属する資本金、準備金及び劣後的政府貸付けに係る借入金の額の合計額（以下この条において「一般業務に係る基準額」という。）の十倍に相当する額（以下この条において「一般業務に係る限度額」という。）を超えることとなつてはならない。

7 (略)

10 第六項及び第七項の規定は、認定特定海外事業促進業務について準用する。この場合において、第六項中「（以下この条において「一般業務に係る基準額」という。）の十倍」とあるのは「の三倍」と、同項及び第七項中「一般業務に係る限度額」とあるの

これについて借換え（借換えと同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。次項及び第七項において同じ。）を行うことができる。

3 (略)

4 会社は、毎事業年度、政令で定めるところにより、その業務を行うために必要な資金の財源に充てるために行う社債の発行及び外国通貨長期借入金（借入れに係る基本方針を作成し、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。）

5 会社は、前項に規定する社債を発行し、又は外国通貨長期借入金（借入れをしたときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を財務大臣に届け出なければならない。ただし、会社が、社債券を失った者に交付するために政令で定めるところにより社債券を発行し、当該社債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合は、この限りでない。）

6 第一項に規定する借入れのうち一般業務を行うために必要な資金の財源に充てるために借入れを行う短期借入金、外国通貨長期借入金及び政府の資金の貸付けに係る借入金の現在額並びに第四項に規定する社債のうち一般業務を行うために必要な資金の財源に充てるために発行する社債の元本に係る債務の現在額の合計額は、会社の一般業務に係る勘定に属する資本金及び準備金の額の合計額（以下この条において「一般業務に係る基準額」という。）の十倍に相当する額（以下この条において「一般業務に係る限度額」という。）を超えることとなつてはならない。

7 (略)

(新設)

は「認定特定海外事業促進業務に係る限度額」と読み替えるものとする。

11| (略)

(余裕金の運用)

第三十六条 会社は、次に掲げる方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他主務大臣の指定する有価証券の取得

二 (略)

三 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

四 六 (略)

七 前各号に掲げる方法に準ずるものとして主務省令で定める方法

(主務省令への委任)

第三十七条 この法律及びこの法律に基づく政令に規定するもののほか、会社の財務及び会計に関し必要な事項は、主務省令で定める。

(監督)

第三十八条 会社は、主務大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 主務大臣は、会社の運営又は管理について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときその他この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

10| (略)

(余裕金の運用)

第三十六条 会社は、次に掲げる方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他財務大臣の指定する有価証券の取得

二 (略)

三 銀行その他財務大臣の指定する金融機関への預金

四 六 (略)

七 前各号に掲げる方法に準ずるものとして財務省令で定める方法

(財務省令への委任)

第三十七条 この法律及びこの法律に基づく政令に規定するもののほか、会社の財務及び会計に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(監督)

第三十八条 会社は、財務大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 財務大臣は、会社の運営又は管理について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときその他この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十九条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社若しくは受託法人に対して報告をさせ、又はその職員に、会社若しくは受託法人の事務所その他の施設に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、受託法人に対しては、その委託を受けた業務の範囲内に限る。

2・3 (略)

(権限の委任)

第四十条 主務大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項の規定による立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定に基づき、前条第一項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について主務大臣に報告するものとする。

3・4 (略)

5 この法律に規定する主務大臣の権限（第一項の規定により内閣総理大臣に委任されたものを除く。）は、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(定款)

第四十一条 (略)

2 (略)

3 会社の定款の変更の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(主務大臣等)

第四十三条の二 この法律における主務大臣は、財務大臣とする。

ただし、第十三条の四第一項及び第二項第五号並びに第十三条の

第三十九条 財務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社若しくは受託法人に対して報告をさせ、又はその職員に、会社若しくは受託法人の事務所その他の施設に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、受託法人に対しては、その委託を受けた業務の範囲内に限る。

2・3 (略)

(権限の委任)

第四十条 財務大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項の規定による立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による委任に基づき、前条第一項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について財務大臣に報告するものとする。

3・4 (略)

5 この法律に規定する財務大臣の権限（第一項の規定により内閣総理大臣に委任されたものを除く。）は、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(定款)

第四十一条 (略)

2 (略)

3 会社の定款の変更の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(新設)

五に規定する主務大臣並びに前章、第三十八条、第三十九条第一項並びに第四十条第一項及び第二項（これらの規定中認定特定海外事業促進業務に係る部分に限る。）に規定する主務大臣は、内閣総理大臣及び財務大臣とする。

2 この法律における主務省令は、財務省令とする。ただし、第十三条の五第一項、第三十六条第七号及び第三十七条に規定する主務省令は、内閣府令・財務省令とする。

（協議）

第四十三条の三 財務大臣は、次に掲げる場合には、内閣総理大臣に協議しなければならない。

一 第二条第七号、第十号若しくは第十六号、第十二条第一項第一号、第十三条第一項第二号、第十四条第一項、第十六条第二項又は第三十三条第一項若しくは第二項の主務省令を定めようとするとき。

二 第二条第九号の外国の法人又は第十一条第六号ロの中堅企業として主務大臣が定めるものを定めようとするとき。

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により主務大臣の認可又は主務大臣若しくは財務大臣の承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 この法律の規定により主務大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をしなかったとき。

三 （略）

四 第十三条の三第二項、第十三条の五第二項又は第三十八条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

五 第三十三条第六項（同条第九項及び第十項において準用する

（新設）

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により財務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 この法律の規定により財務大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をしなかったとき。

三 （略）

四 第十三条の三第二項又は第三十八条第二項の規定による財務大臣の命令に違反したとき。

五 第三十三条第六項（同条第九項において準用する場合を含む

場合を含む。)の規定に違反して資金の借入れ若しくは社債の発行をし、又は同条第八項(同条第九項において準用する場合を含む。)の規定に違反して資金の貸付け、貸付債権の譲受け、公社債等の取得、債務の保証等若しくは出資をしたとき。

。)の規定に違反して資金の借入れ若しくは社債の発行をし、又は同条第八項(同条第九項において準用する場合を含む。)の規定に違反して資金の貸付け、貸付債権の譲受け、公社債等の取得、債務の保証等若しくは出資をしたとき。

○ 独立行政法人経済産業研究所法（平成十一年法律第二百号）（抄）（附則第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（業務の範囲） 第十二条 研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 う。 一 一三 （略） 四 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第三条の二第八項の規定による同項に規定する業務及び同法第三条の四第二項の規定による同項に規定する業務を行うこと。 五 （略） （主務大臣等） 第十四条 研究所に係る通則法における主務大臣は、次のとおりとする。 一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、経済産業大臣 二 第十二条第四号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関する事項については、内閣総理大臣 三 第十二条に規定する業務のうち前号に規定する業務以外のものに関する事項については、経済産業大臣 2 研究所に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。</p>	<p>（業務の範囲） 第十二条 研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 う。 一 一三 （略） （新設） 四 （略） （主務大臣等） 第十四条 研究所に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ経済産業大臣及び経済産業省令とする。 （新設） （新設） （新設）</p>